各　位

令和２年４月１日より高石市の当直員の体制が変更になることにより、下記①②の時間帯以外は、「埋火葬許可書の発行」、「高石斎場使用許可書の発行」、「火葬料等の料金の徴収」ができなくなります。

下記①か②の時間帯に死亡届をご提出くださいますようお願いいたします。

① 平日　午前９時～午後５時３０分（市役所市民課窓口）
② 土、日、祝日、年末年始　午前８時～午後８時（従来通り当直員がいます）

平日

	午前９時	午後５時３０分
③	① 市役所市民課受付	③

土、日、祝日、年末年始

	午前８時	午後８時
③	② 当直員受付	③

※上記③（早朝、夜間）に死亡届を提出された場合は、お預かりするのみとなり、許可書の発行等ができる時間帯に再度来庁いただくことになります。

なお、斎場、火葬場使用のご予約は２４時間受付いたしますので、今までどおりお電話いただきますようお願いいたします。